

横浜市立左近山特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛をかかっているもの』をいう。

(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第一章総則 定義 第二条より)

(2) いじめを防止等に向けての基本理念

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。また、2025(令和7)年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」は、こども・子育てについての基本理念を定め、横浜市の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっている。「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に社会全体で取り組んでいく必要がある。そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- ① いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ② 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- ③ 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 構成

学校いじめ防止対策委員会の責任者は校長とし、構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、学部長、特別支援コーディネーター、養護教諭、人権担当、いじめ防止対策委員長とする。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が学校いじめ防止対策委員会の会議に参加できるよう工夫して運営するとともに、参加できない場合においても、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援についての助言を求める。また、個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。また、いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して、調査に当たるものとする。

(2) 運営

学校いじめ防止対策委員会は、いじめの防止等について実効的な議論が行えるよう、既存の組織とは兼ねず、別に設置し、運営する。会議は、月1回以上、定期的に開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員で迅速・機動的に「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催し、適切に対応する。学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。また、校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3)活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取り組みを実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

3 いじめ防止等の年間計画

月	取り組み内容	
4月	○年間計画と学校いじめ防止基本方針の確認 ○引継ぎ、児童生徒理解研修 ○いじめ早期発見のための記名式アンケート	○保護者説明会等 ○保護者懇談会、個人面談
5月	○いじめ早期発見のための記名式アンケート ○教育相談	○学校運営協議会
6月	○横浜こども会議(校内検討) ※現在未参加	○個人面談
7月	○横浜こども会議(ブロックでの話し合い)	
8月	○横浜こども会議(区交流会) ○専任教諭人権夏季研修報告等	
9月		
10月		○個人面談
11月	○いじめ早期発見のための無記名式アンケート	○学校運営協議会
12月	○人権週間、いじめ防止月間の取り組み ○いじめ早期発見のための無記名式アンケート ○いじめ防止市民フォーラム ※現在未参加 ○教育相談	
1月		
2月	○学校いじめ防止基本方針の見直し	○個人面談 ○学校運営協議会
3月	○年間振り返り、新年度引継ぎ	
通年	○いじめ防止対策委員会(月1回及び随時)	

4 対応方針

(1)いじめの未然防止・早期発見

(ア)児童生徒一人ひとりがいじめをしない意識を育むことはもちろん、傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解できるよう取り組む。

(イ)教職員の言動(児童生徒に対する呼称や容姿、表出、行動等に対する言動を含む。)が、児童生徒によるいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

(2)いじめに対する措置

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

(ア)いじめの訴えがあった場合は、早急に事実確認を行い、いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。

(イ)謝罪をもって安易にいじめが解消したと判断することはあってはならず、学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行する。

(ウ) 発達障害を含む、障害のある児童生徒に対するいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、早い段階で専門家の意見を求め、当該意見を踏まえた適切な支援を行う。

※「いじめの解消とは」

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間(少なくとも3か月を目安とする。)継続していること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が少なくとも満たされている状態をいう。

② いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等

- (ア) いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめを行った事実が確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてSCやSSWなど専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。その際、いじめを行った児童生徒が抱える悩みや家庭の問題など、いじめの背景にも目を向け、関係機関等と連携して、解決に向けた対応方針を検討し、取り組む。
- (イ) いじめが犯罪行為(触法行為を含む。)として取り扱われるべき事案は、早期に警察へ相談又は通報する。

【通報を行うことが必要とされる具体例】

○不同意わいせつ ○自殺関与 ○暴行 ○脅迫 ○強要 ○恐喝 ○児童ポルノ提供 など

③ いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができない場合でも、誰かに知らせるよう伝える。
- (イ) はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (ウ) 道徳等の授業においていじめの定義を学び、話し合うなどして、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりに取り組む。

④ 学校における記録と情報共有

システム等を活用し、いつ、誰が相談を受け、確認したか等含め、いじめに係る対応の記録として、時系列に沿って情報を適切に記録し、早期に組織で共有する。

5 重大事態への対処

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、疑いを抱いた段階から対応を開始するものとする。

(1) 重大事態の定義と対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、日数だけでなく、個々の児童生徒の状況等を十分把握して判断する。そのため学校は欠席が30日に到達する前から、個別の教育支援計画の作成等を通じて児童生徒や保護者と共通理解を図るとともに、事実関係の確認を行い、教育委員会事務局への報告・相談を通じて、対応を協議するものとする。

児童生徒等から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき学校や教育委員会事務局は、児童生徒等と適切に情報共有を図り、状況の把握に役立てられるよう、書面又は聴き取りによる確認を主体的に行い、迅速な対応につなげる。

【重大事態に当たるとされた事例】

いじめ(いじめの疑いを含む。)により、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「心身に重大な被害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「いじめにより転学等を余儀なくされた場合」。

【申立てがあった際に確認する事項】

- ①いじめの概要(発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等)
- ②いじめにより生じた疑いのある被害の概要(診断書の内容や、金品等の被害の内容等)
- ③調査内容に関する希望(聴き取りをしてほしい児童生徒等や、協力の可否等)

なお、児童生徒等は、学校のみならず、学校生活あんしんダイヤルをはじめ、教育委員会事務局や関係機関を通じた申立てを行うことができる。

(2) 発生の報告

- ①学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。
- ②学校又は教育委員会事務局のいずれかが重大事態(「疑い」を含む。)を探知したら、速やかに対処方針を共有し、対応を協議するものとする。児童生徒等からの申立て及びそれに基づく重大事態の判断の状況については、専門家の確認・助言を受ける仕組みを構築し、法に則った対応を徹底する。

(3) 調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

- (1) PDCAサイクルに基づき、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているかについて、年1回以上点検し、必要に応じて改定等を行う。
- (2) 改定等に際しては、児童生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等に関し、児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるよう留意する。同時に、策定後の学校の取り組みを円滑に進めていけるよう、改定等の段階においても保護者や地域、関係機関の参画に努める。
- (3) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取り組みに関する項目を必ず位置付ける。

横浜市立左近山特別支援学校いじめ防止基本方針策定経過

策定年月 平成 31 年 4月
一部改定 令和 5年 4月
一部改定 平成 7年 4月
全部改定 令和 8年 1月